

平成 22 年 10 月 9 日~12 月 12 日

見沼の誕生

さいたま市の地形は、大まかに分けると「台地」と「低地」でできています。「台地」は、市街地や畑が広がっている高台の地域、「低地」は、荒川や綾瀬川、元荒川などが流れている低い土地のことです。台地と低地の高さの差はおよそ 10m で、その境は多くの場所で崖や斜面になっています。

さいたま市付近の台地は、南西側の荒川沿いの低地と、東側の元荒川や古利根川沿いの低地に取り囲まれています。この低地から台地の内側にむかって、細長い低地がいくつも入りこんでいます。この低地の一つが「見沼」にあたります。

こうした地形がどのようにできあがったのか、時代をさかのぼって見てみましょう。

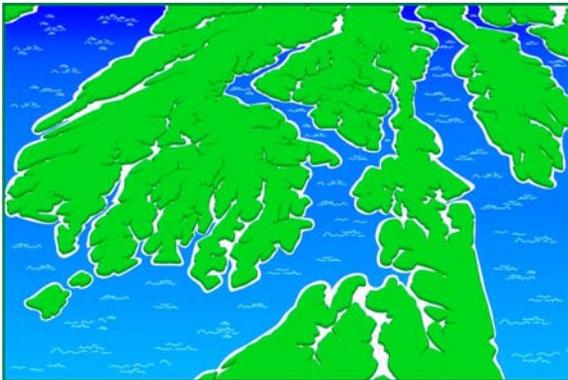
旧石器時代の見沼



今から約2万年前は、地球全体の気温が低い「氷河期」でした。地球上の水が雪や氷として陸地に積もり、そのぶん海の水が減って、海面の高さは現在より 100 メートル以上低くなっていたと考えられています。日本列島とユーラシア大陸はつながり、様々な生物や人間が日本に渡ってきました。

海面が下がったぶん、各地の川も現在より低いところを流れていました。今の荒川や元荒川、古利根川沿いにあたる場所には、深さ数十メートルの大きな谷ができており、川はその底を流れていたと考えられています。

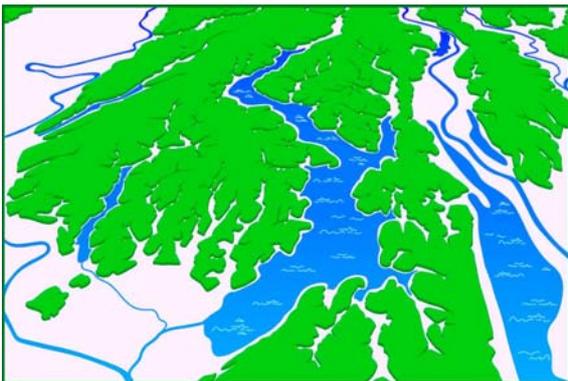
縄文時代前期の見沼



今から1万年ほど前に氷河期が終わり、気温は次第に上がっていきました。陸地の雪や氷が融け、海面の高さは急速に高くなり、今から約 6000 年前の縄文時代前期ごろには、現在より数メートル高くなりました。

川沿いの谷にも海の水が入りこみ、奥行き長い入り江になりました。川の上流からは洪水などによって泥や砂が流れ込み、入り江は次第に浅くなってきます。当時の人々は、この入り江で貝や魚を採って暮らしていたことが、周辺に残された貝塚の様子などからわかっています。

弥生時代以降の見沼

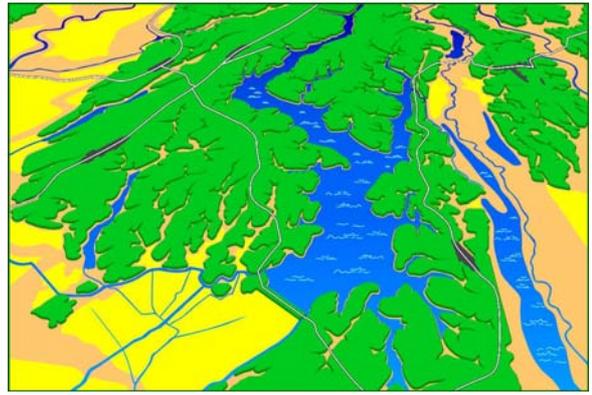


今から約 3000 年前には、海面の高さは現在と同じくらいになり、流れ込む泥や砂によって、入り江の大部分は埋まってしまっていたと考えられています。泥や砂は、水量の多い大きな川沿いではより多く積もるため、こうした川から分かれる谷では、谷の出口側が先に埋まってしまい、水が溜まったまま残ったところがありました。「見沼」もこのうちの一つなのです。

広々と水をたたえた見沼は、古代以降には神の住む場所として崇められ、信仰の対象にもなっていました。

「見沼溜井」をつくる

江戸時代の初め、幕府の関東郡代伊奈忠治は、関東平野の開発事業の一環として、荒川下流域の新田開発をすすめました。水田をつくるためには、川の治水と水源の確保が重要です。そのため利根川や荒川の流れを替えて水害を防ぐとともに、川に堰を設けて水を溜めたり、湖沼を貯水池(溜井)に作り変えたりして、水源の確保に努めました。



見沼も、この貯水池の一つとして整備されることになりました。見沼の両岸がもっとも狭まる場所に堤(八丁堤)をつくって水位を上げ、より多くの水を溜めておけるようにしたのです。この工事は寛永6年(1629年)に行われ、「見沼溜井」ができるとともに、堤の東西両端から下流域に用水路が引かれました。見沼溜井は、周辺地域や、今のさいたま市南部から川口市・草加市・東京都足立区などの地域の用水源となり、新たに多くの新田が拓かれるようになりました。

一方、水位が上がったことにより、見沼溜井の周囲の田畑の中には水没してしまうところが出ました。この被害は「見沼水いかり」「沼欠」などと呼ばれ、現在史料により堀之内村・大和田村・三室村など周囲7か村で確認できます。片柳村では万年寺境内も冠水し、同寺は高台への移転を余儀なくされました。

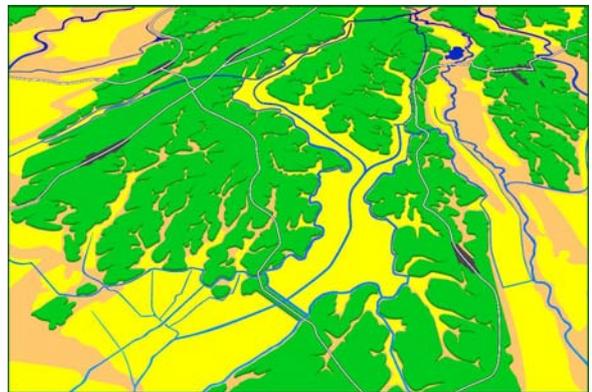
幕府は領主・寺社には水没した領地の代替地を与えるなどの補償を行いました。村々には水没分を年貢対象から除くにとどまりました。そのため、村々は失った田畑の代わりに台地上の林や野原の開発を進めました。

見沼溜井の造成により、灌漑用水源は確保されたかに思われましたが、開発が進み水需要が増えるにつれて、再び用水不足が問題になっていきました。

みんなで作った「見沼田んぼ」

江戸時代の中期、幕府の財政が悪化したため、徳川吉宗による「享保の改革」が行われました。この財政再建策の一つとして、新田開発による年貢の増収が図られました。

見沼溜井も新田開発の対象となりました。この頃には溜井の貯水量が低下し、また開発も進んだことにより用水が不足していたため、周辺や下流域の村々は溜井の廃止に反対しましたが、幕府は実施を決めました。



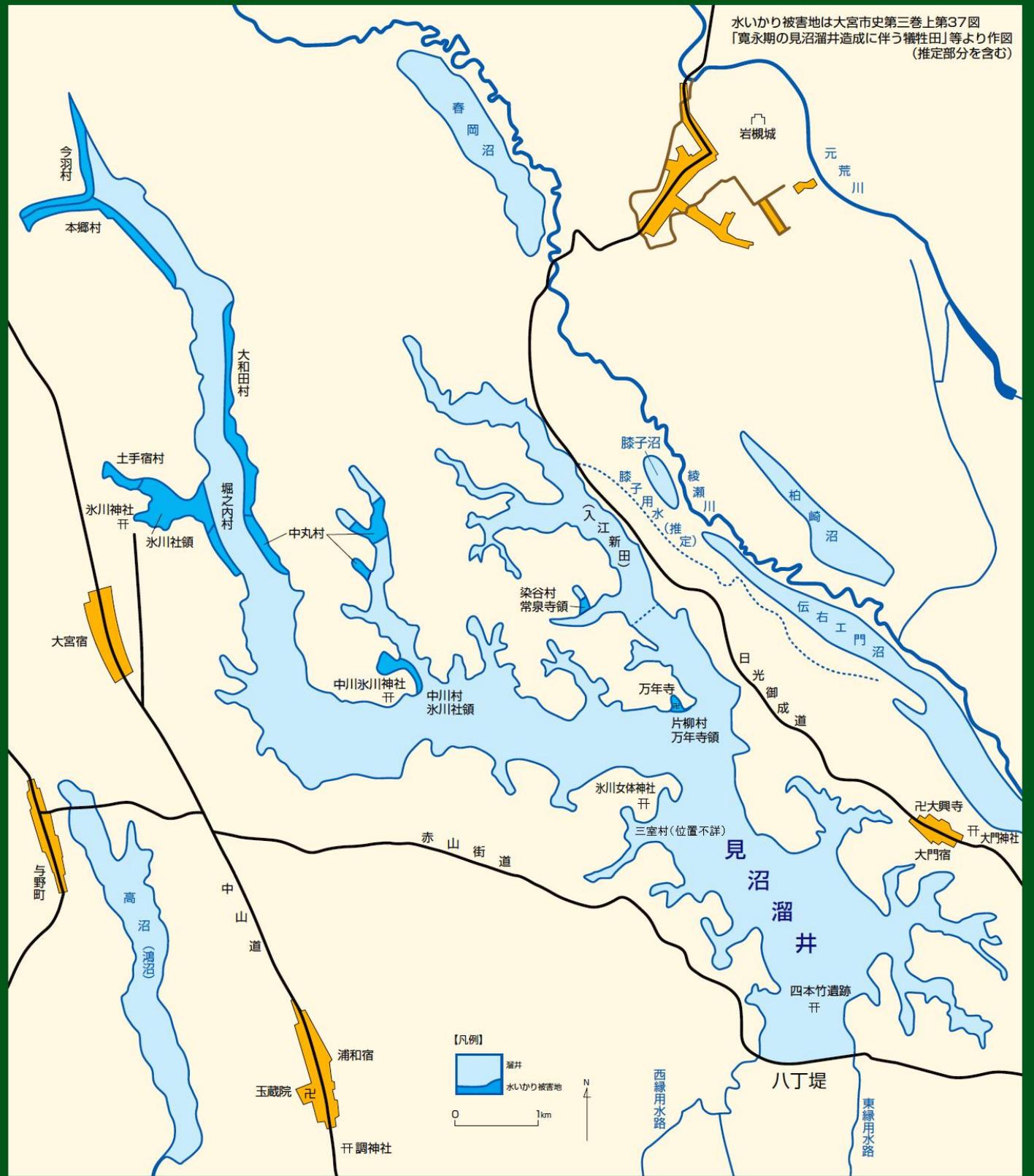
幕府は溜井に替わる水源として、利根川から取水する「見沼代用水」を開削することとし、享保12年(1727年)9月に工事に着手しました。この工事は、幕府の監督下に水路沿いの村々が請け負いました。

代用水の工事と平行して、溜井の干拓、新田開発が進められました。この工事は、溜井周辺の32か村のうち開発請負を希望した17か村(村請)と、新田経営を希望した江戸の町人3名(町人請負)に割り当てられ、村々や町人はそれぞれ工事費用や人手を出して造成工事を行いました。代用水の開削、新田の造成工事などは、全てを翌13年春までに完了させ、田植えを行うことと定められましたので、人々はこの目標を達成するため、鋭意工事を進めました。工事にあつた人数は延べ90万人といわれています。

こうして、代用水の開削、新田の造成工事は、地域の多くの人々の参加、努力により翌13年に完成し、見沼溜井は「見沼田んぼ」へと姿を変えました。村々や町人は幕府に土地代金(1反に付き田は金1両、畑は銀21匁)を3年間の割賦で納めました。年貢は田畑が安定するまでの3年間は免除されました。同16年に検地が行われ、約1,200町歩(約12平方キロメートル)の新田が出来上がりました。幕府が支出した総工事費は約2万両、受け取った地代金は約2,100両といわれています。

みぬまためい ぞうせい みず ひがい はんめいぶん
見沼溜井の造成と水いかりの被害 (判明分)

水いかり被害地は大宮市史第三巻上第37図
 「寛永期の見沼溜井造成に伴う犠牲田」等より作図
 (推定部分を含む)



氷川女體神社と見沼

氷川女體神社は、緑区三室の、見沼に半島状に飛び出した台地の上にあります。見沼を崇拝の対象とする神事が伝えられているほか、鎌倉時代に奉納された三鱗紋兵庫鎖太刀、南北朝時代に写経された紙本墨書大般若波羅蜜多經など様々な社宝が残されており、中世にはすでに「御室女躰宮」と呼ばれて信仰を集めていました。

見沼干拓以前には、氷川女體神社の前から神輿を船に乗せ、見沼の中の「御旅所」へ船を進め、神酒を見沼に捧げる「御船祭」という儀式が、二年に一度行われていました。御旅所にあたる場所は、現在では芝川第一調節池の一部として造成されていますが、工事に伴う発掘調査では、儀式の際に御旅所の四隅に立てられたとされる「四本竹」の根元や、儀式で使われたと思われる古銭などが見つかりました。

この儀式は見沼の干拓により行えなくなったため、神社の正面の見沼田んぼの一角に、池に囲まれた祭祀場を設け、そこに四本竹を立てて儀式を行うようになりました。この形にかわってからは、「磐船祭」と呼ばれています。

現在、見沼のほとりに、氷川女體神社のほか、大宮区の氷川神社、見沼区の中川氷川神社（籙王子社、現中山神社）と、「氷川」を冠する古い神社が三ヶ所にあります。氷川神社の名前は平安時代の文献にもみられ、元々は三社があわせて一つの神社であり、見沼はその神池であるという説もあります。

見沼の現在と未来

見沼三原則

昭和33年(1958年)、「狩野川台風」(台風22号)が来襲し、各地で洪水が起こるなど大きな被害を与えました。見沼田んぼも全域が冠水しましたが、このときの見沼田んぼでの貯水量は1千万立方メートルにも及び、下流での洪水被害を和らげていたことが分かりました。

このころ、高度経済成長により大都市周辺での住宅地や工業用地の開発が勢いを増していました。このまま見沼の都市化が進めば、その貯水・遊水機能は失われてしまうことから、埼玉県は昭和40年(1965年)、「見沼田園農地転用方針」、通称「見沼三原則」を定めました。その内容は、

- ・ 八丁堤より上流、加田屋新田締切堤と県道浦和岩槻線までの間の見沼田んぼは、現状のまま緑地として維持する。
- ・ 県道浦和岩槻線より上流は、適正な計画であれば土地利用の転換(開発)を認める。
- ・ 芝川改修計画に支障する場合は、土地利用の転換は認めない。

というものです。

洪水防止のための政策であり、緑地としての環境を維持するためのものではありませんでしたが、この方針により、見沼は広大な緑地として残されてきたのです。

畑になった「見沼田んぼ」

かつて一面の水田が広がっていた「見沼田んぼ」ですが、現在ではその多くが野菜や植木などの畑になっています。「見沼三原則」が定められた昭和40年(1965年)頃にはまだ水田が多く残っていましたが、米の需要の減少から政府による生産調整、いわゆる「減反政策」が昭和44年(1969年)に始まり、水田から畑へと農地をつくり変えることが奨励されるようになりました。

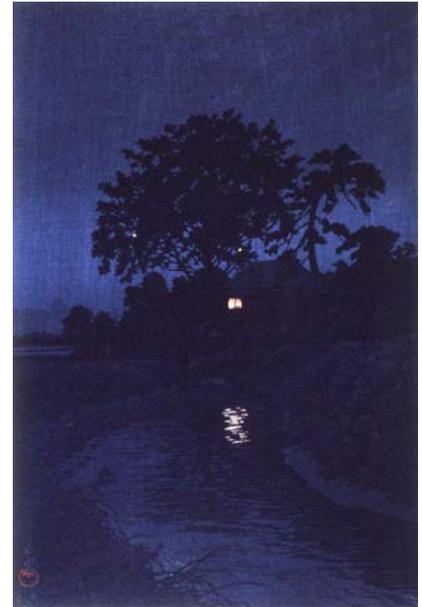
見沼では、市街地に近く、新鮮な作物をすぐに出荷できることから、野菜や生花などの畑へと、また近隣の川口市安行地区が江戸時代からの植木の一大産地であることなどから植木畑へと、農地が転用されてゆきました。野菜や植木の生産は、それまでも台地上の畑で行われていましたが、台地上の市街化が進んだことから、生産の場が見沼にも広がったともいえるでしょう。

見沼の螢

ホタルは、かつては全国各地の水辺で見ることができた一般的な昆虫でした。見沼にもたくさんのホタルが生息し、特に大宮の市街地に近い場所(現在の^{大宮第二公園}付近)は、昭和初期には螢狩りの名所として知られていました。

こうしたホタルの舞う光景は、現在ではほとんど見られません。ホタルなどの水棲生物の減少の原因としては、都市化により廃水の流入が増えたこと、田畑での農薬の使用、水路がコンクリート舗装になったことなど様々な理由が指摘されています。

近年では、下水道の普及などにより水質が改善されてきたこともあり、各地でホタルの繁殖や放流の取り組みが行われています。ビオトープの造成など、様々な生物が住むことができる環境の復元の試みも始まっています。



川瀬巴水画「大宮見沼川」(版画)
(昭和5年 さいたま市立博物館蔵)

見沼田圃^{たんぼ}の保全、活用、創造の基本方針

「見沼三原則」に沿って緑地として残されてきた見沼ですが、周辺の市街地化が進むにつれて、農業を営む場としてだけでなく、様々な野生生物の住む場所、より良い住環境を維持するための場所、市民の憩いの場などとしての価値も評価されるようになってきました。その一方で、土地価格の高騰や宅地の不足、農業後継者の減少などから、農地を他の土地利用に転換したいという希望も高まってきました。

こうした状況から、埼玉県や関係する各市、農業団体や自然保護団体が検討を重ね、平成7年(1995年)、「見沼三原則」に代わる政策として「見沼田圃^{たんぼ}の保全、活用、創造の基本方針」が定められました。この内容は、

- ・ 洪水防止のためだけでなく、都市の中に残された緑地空間としても保全すべき土地であることから、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用をはかる。
 - ・ 農地の整備や市民農園等の拡充など、農業の振興をはかる。農業を続けられない土地は行政が買い受けまたは借り入れ、農地の大規模化や公共用地の確保をすすめる。
 - ・ 見沼を取り囲む斜面林についても、今後は保全を図る。
- といったものです。

農家及び土地所有者等の地域住民、都市住民ならびに行政がともに力を合わせていくことが肝要である、という基本方針に基づき、現在も見沼の保護が進められています。



見沼代用水のコンクリート舗装工事
(昭和55年(1980年)ごろ 緑区馬場付近)



拡幅工事の進む芝川
(昭和60年(1985年)ごろ 緑区三室付近)